

令和 6 年度 年末年始労働災害防止強化運動実施要綱

厚生労働省 茨城労働局

1 趣 旨

茨城県内における令和 6 年 10 月末現在における労働災害による休業 4 日以上
の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症によるり患者を除き 2,434 人で
あり、前年同期より 47 人増加し、転倒・腰痛の行動災害及びはさまれ・巻き
込まれ災害の増加が顕著である。

また、同様に労働災害による死亡者数は、19 人であり、前年同期より 1 人
増加し、今なお、多くの尊い命が失われている。業種別では、製造業、建設業
及び運輸交通業で各々 4 人、この 3 業種で全体の 6 割以上を占めている。事故
の型別では、「墜落・転落」、「崩壊・倒壊」が多発している。

さらに、年末年始は、急な仕事や一斉清掃、設備の点検・整備、再稼働等普
段と異なる作業が多くなり、積雪や凍結等に伴う労働災害の発生するリスク
が高まる。

そのような状況を踏まえて、茨城労働局では、「年末年始労働災害防止強化
運動（以下「強化運動」という。）」を広く展開し、労使双方が力を合わせて無
事に一年を無災害で締めくくり、誰もが安全で健康な新年を迎えられるよう、
集中的な取組を実施する。

2 実施期間

令和 6 年 12 月 1 日（日）から令和 7 年 1 月 31 日（金）までとする。

3 実施者

- (1) 茨城労働局及び各労働基準監督署
- (2) 各事業場

4 実施事項

- (1) 茨城労働局及び各労働基準監督署の実施事項
 - ① 経営者団体・災害防止関係団体等に対する強化運動の取組への要請
 - ② 労働局幹部及び労働基準監督署長等による安全パトロールの実施
 - ③ 建設工事現場に対する集中的な監督指導の実施
 - ④ ホームページ等を通じた強化運動の周知啓発
- (2) 事業場における主な実施事項
 - ① 経営トップによる年末年始の労働災害防止に関する決意表明

- ② 安全衛生パトロールの実施
- ③ 機械設備に係る一斉検査及び作業前点検の実施
- ④ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の揚げ替え
- ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター等の掲示
- ⑦ K Y（危険予知）活動を活用した非定常作業の労働災害防止対策の徹底
- ⑧ 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ⑨ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑩ 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑪ 交通労働災害防止対策の推進
- ⑫ 高年齢労働者の安全と健康確保のための対策の推進
- ⑬ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- ⑭ 感染症拡大防止対策の徹底

(3) 重点業種別の対策

① 製造業

製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、動作の反動・無理な動作による災害が多発しているため、以下に留意する。

ア 機械設備の回転部分等に安全カバーを取付け、点検・清掃を行う場合、必ず機械を停止させる。また、機械設備には、非常停止装置が設置されていることを確認する。

イ 作業面や通路の凹凸を補修し、転倒災害の発生するリスクを低減する。食品工場等水を取扱う職場は、靴底材に耐滑性があり、滑りにくい作業靴を使用する。

ウ 高所に物の置き場所がある場合、手すりを取付ける。また、高所で作業する場合、墜落制止用器具を使用する。

② 建設業

建設業では、墜落・転落災害が多発しているため、以下に留意する。

ア 足場を設置してから作業する。荷の搬入などにより一時的に手すりを取外した場合、必ず関係者に伝え、後回しとせず、直ちに復旧する。なお、令和5年10月から労働安全衛生規則の改正により、足場の点検者の指名、足場の組立て等の後の点検者の記録・保存が必要である。

イ 手すりを取外した場合や身を乗り出す作業は、フルハーネス型の墜落制止用器具を着用し、墜落による危険を防止する。

ウ はしごや脚立を使用する場合、使用方法を遵守し、安全に作業する。

エ 建設機械との接触を防止するため、立入禁止措置又は誘導員を配置

する。

オ 土砂崩壊を防止するため、土止め支保工を設置する。

③ 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業では、荷役作業時のトラックの荷台等からの墜落・転落災害が多発しているため、荷主の理解と協力を得つつ、以下に留意する。なお、令和5年10月から労働安全衛生規則の改正により、最大積載量2トン以上の貨物自動車の昇降設備、保護帽の着用、令和6年2月からテールゲートリフターの特別教育を義務付けている。

ア 荷台への昇降を安全にするため、車両へ足を掛けるステップや容易に掴むことのできるグリップを取付ける。

イ 荷の積卸し場所等には、荷主と協議し、墜落防止のための親綱や簡易作業台を設置する。

ウ ロールボックスパレット及びテールゲートリフターの使用時における安全対策を徹底する。

エ ヘルメット（墜落防止用保護帽）を着用する。

④ 第三次産業

小売業、社会福祉施設及び飲食店では、転倒災害、無理な動作による腰痛が多発しているため、以下に留意する。

ア 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、感染症対策を含めて徹底する。

イ 作業面や通路の凹凸を補修し、転倒災害の発生するリスクを低減する。

ウ 安全衛生推進者を選任し、安全衛生教育や安全衛生活動を実施する。

エ 5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）活動を推進し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保する。

オ 正しい荷物の持ち方等腰痛予防教育や腰痛予防体操を実施する。

年末年始労働災害防止強化運動

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切です。

特に、年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増します。

各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となります。

労使双方が力を合わせて無事に一年を締めくくり、誰もが安全で健康な新年を迎えられるよう、集中的な取組による本年度の年末年始労働災害防止強化運動を展開しましょう。

実施期間

令和6年 12 月 1 日から令和7年 1 月 31 日

運動標語

「今年もやります！基本作業の徹底 年末年始も無災害」

(中央労働災害防止協会年末年始無災害運動スローガン)

事業場の主な実施事項

(1) 年末年始に実施する事項

- ①経営トップによる年末年始の労働災害防止に関する決意表明
- ②安全衛生パトロールの実施
- ③機械設備に係る一斉検査及び作業前点検の実施
- ④年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
- ⑤年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑥年末年始無災害運動用ポスター等の掲示

(2) 年末年始に実施状況を確認する事項

- ①KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ②安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ③化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ④転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑤交通労働災害防止対策の推進
- ⑥高年齢労働者の安全と健康確保のための対策の推進
- ⑦火気の点検、確認など火気管理の徹底
- ⑧感染症拡大防止対策の徹底

冬季の安全運転

交通事故は年の後半に多くなる傾向にあり、特に12月に多発しています。一人ひとりが安全運転を心がけるとともに、毎日のミーティングなどでも繰り返し注意喚起しましょう。

■出発前の準備

- ・目的地方面の交通情報や降雪など気象情報を収集。
- ・タイヤの摩耗状態、燃料の補給、タイヤチェーンの使い方などを事前に確認。冬タイヤでも走行困難になることがあるため、タイヤチェーンは必ず携行する。

■「急」のつく運転を避ける

- ・急ハンドル、急ブレーキ、急発進などは、スピンやスリップの原因になる。時間と心に余裕を持って！

■凍結しやすい場所に注意

- ・橋の上、日の当たらない道路、交差点やカーブの手前などは凍結しやすいので、あらかじめスピードを落として徐行運転する。



転倒に注意！

慌ただしい年末年始は、転倒などにつながる不安全な行動をしがちです。また、雪や凍結した路面も注意が必要です。しっかりと対策をして、安全を確保しましょう。



チェックしてみよう! 例えば…

- ☐ 通路や出入り口、階段などに物を放置していないか
- ☐ 床、通路などの水、油、粉類はその都度取り除いているか
- ☐ 安全に移動できるように、十分な明るさ(照度)が確保されているか
- ☐ 台車などは、荷が崩れたりしないよう安全に使用しているか
- ☐ 階段の滑り止めは外れていないか
- ☐ 段差のある箇所や滑りやすい場所に、注意を促すステッカー(標識)を掲示しているか
- ☐ 作業靴の底がすり減って滑りやすい状態になっていないか
- ☐ 転倒などを予防するための教育を行っているか

非定常作業時の災害を防ぐ！

大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行う「非定常作業」では、「はさまれ・巻き込まれ」などの災害に特に注意が必要です。

事前準備

作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定などを協力会社や安全衛生担当部門ら関係者が事前に行った上で、リスクアセスメントも実施して調整しましょう。

作業開始前ミーティング

作業の進め方、合図の方法、禁止事項などを確認し、リスク情報を共有しましょう。必要な保護具の着用の確認も忘れずに。



- 1 起動スイッチ等に施錠。複数人で作業する際は各作業者が自分のキーを持つ(ロックアウト)。
- 2 暗い場所は補助照明などで適正な照度を保つ。
- 3 動力を遮断し(電源を切り)、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに「点検中のため操作禁止」などの表示をする。
- 4 チェックリストなどを使って漏れなく点検。指差し呼称で手順や安全の状態を確認する。

作業中に不測の事態が生じたら、作業を中断して作業指揮者に報告

合図は大きな声でハッキリと決められた方法で

作業が終了したら…

- ・無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどをもとに戻して、作業場を整理・整頓。
- ・ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。